

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県臨時特例企業税条例		
条 例 番 号	平成 13 年神奈川県条例第 37 号	法 規 集	第 3 編第 7 章
所 管 部 局 室 課	政策部税務課		
条 例 の 概 要	地方税法の規定に基づき、法定外普通税である臨時特例企業税の賦課徴収に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	臨時特例企業税は、本県が直面する厳しい財政状況を踏まえ、法人課税における負担の公平と税収の安定化を図る必要があることから創設した法定外普通税である。 また、地方税法において、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」こととされている。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	臨時特例企業税の納税義務者、課税標準、税率等、その賦課徴収について必要な事項を定めており、本条例は有効に機能している。	臨時特例企業税収入額 19 年度 5,857 百万円 18 年度 6,280 百万円 17 年度 9,976 百万円 16 年度 15,591 百万円 15 年度 5,031 百万円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	臨時特例企業税の賦課徴収は、本条例の規定に基づき、県税事務所長によって効率的に行われている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方税法の規定に基づき、臨時特例企業税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方税法の規定に基づき、臨時特例企業税の賦課徴収について定めるものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	本条例は、平成 21 年 3 月 31 日限り、その効力を失う旨を、附則において規定している。
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	有